

平成31年 第1回

北見市第二農業委員会総会議事録

日 時	平成31年1月25日(金)
場 所	第二農業委員会会議室
	午後 4時00分 開会
	午後 4時50分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 報告第1号
- 第 9 報告第2号
- 第10 報告第3号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 3 1 年北見市第二農業委員会業務推進計画について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による買入協議の要請について
- 第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 報告第 1 号 平成 3 0 年北見市第二農業委員会業務報告について
- 第 9 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 1 0 報告第 3 号 北見市第二農業委員会賃借料情報の提供について

3 平成31年第1回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		
2	菅原 正信 君		
3	貝沼 輝美 君		
4	加藤 貴善 君		
5	中川 博光 君		
6	中野 彰裕 君		
7	樋渡 明 君		
8	水戸部正己 君		
9	山内 幹司 君		
10	麻島 秀喜 君		
11	内藤 貴之 君		
12	植松 正仁 君		
13	岡田真理子 君		
14	久世 和徳 君		
15	清井 俊幸 君		

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君		
17	深尾 勇治 君		
18	森脇 幸喜 君		
19	越智 弘己 君		
20	東海林 晃 君		
21	伊藤 稔 君		
22	黒瀬 大雄 君		
23	長尾 正典 君		
24	畠山 政博 君		
25	森谷 裕美 君		
26	茂住 修二 君		
27	檜尾 英司 君		

出席 25 名
欠席 2 名

(2) 事務局出席

事務局 長	山本 英司 君
事務局 次長	藤沢 浩 君
農地課 長	宮部 秀明 君
総務係 長	清水 拓 君
農地係 長	谷地 洋光 君
分室係 長	川村 一哉 君
分室係 長	越智 聡 君

(3) 議長 檜尾 英司 君
議長 茂住 修二 君
署名委員 12番 植松 正仁 委員
署名委員 14番 久世 和徳 委員

事務局長
(山本 英司君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
平成31年第1回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、北見市第二農業委員会憲章を朗唱いたしたいと存じます。

全員ご起立されまして、会長が「北見市第二農業委員会憲章」から前文までを申し上げますので、引続き、全員で一章から五章まで朗唱をお願いします。

(出席者、起立)

議長
(樫尾 英司君)

「北見市第二農業委員会憲章」私たち農業委員は、農業・農業者を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、以下の憲章を遵守することを誓います。

~~全員で憲章朗唱~~

事務局長
(山本 英司君)

これで、朗唱を終わります。

(出席者、着席)

事務局長
(山本 英司君)

それでは、総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

~~会長挨拶~~

事務局長
(山本 英司君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしく願いいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、平成31年第1回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いします。

事務局次長
(藤沢 浩君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、25名であります。9番 山内委員、23番 長尾委員は、所用のため欠席される旨届け出がありました。

次に、本日の総会議案のほか、報告第1号関連として「平成31年第1回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。

以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は12番 植松委員、14番 久世委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりになりたいと思います。
これにご異議ございませんか。

~~異議なしの声多数~~

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日かぎりとは決定いたします。

次に、日程第3、『議案第1号 平成31年北見市第二農業委員会業務推進計画について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の1ページから2ページでございます。

議案第1号「平成31年北見市第二農業委員会業務推進計画について」ご説明いたします。

推進計画の項目につきましては、1ページの1番、「農業委員会等に関する法律第6条第1項業務」から2ページの5番「その他の業務」までの5項目であります。これらの内、主なものにつきましてご説明いたします。

1番の「農業委員会等に関する法律第6条第1項業務」では、農地法、農業経営基盤強化促進法に基づく業務、独立行政法人農業者年金基金法の業務を推進します。

2番の「農業委員会等に関する法律第6条第2項業務」では、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を推進します。

3番の「農業委員会等に関する法律第6条第3項業務」では、法人化その他農業経営の合理化に関する業務、農業一般に関する調査及び情報の提供業務を推進します。

4番の「農業委員会等に関する法律第38条第1項業務」では、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出を推進します。

5番の「その他の業務」では、(1)農業委員会業務の充実と農業委員資質向上の取り組みの他、(5)までの業務に取り組むとともに、第一農業委員会との連携を図ってまいります。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の3ページから6ページでございます。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今回の申請は、賃借権が1件、使用貸借による権利が2件の合計3件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、許可に係る地目及び面積は、6ページ欄外に記載のとおり、「畑」が

61筆で、合計面積は594,783㎡であります。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、常呂班よりご説明をお願いいたします。

14番
(久世 和徳君)

常呂班に関わる案件、番号1番、2番についてご説明いたします。
番号1番、権利は賃借権、所在及び地番は、常呂町字土佐「畑」、外「畑」1筆、合計面積は14,483㎡です。貸主は、
さん。借主は、
です。申請事由以下は記載のとおりです。
番号2番、権利は使用貸借による権利、所在及び地番は、常呂町字岐阜「畑」、外「畑」18筆、合計面積は250,192㎡です。貸主は、
さん。借主は、同住所
です。申請事由以下は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

つづきまして、留辺蘂班よりご説明をお願いいたします。

22番
(黒瀬 大雄君)

留辺蘂班に関わる案件、番号3番についてご説明いたします。
番号3番、権利は使用貸借による権利、所在及び地番は、留辺蘂町平里「畑」、外「畑」39筆、合計面積は330,108㎡です。貸主は、
さん。借主は、同住所
さんです。申請事由以下は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、2番の案件については、
が除斥の対象となりますので、まず、2番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、2番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、2番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに
決定いたします。
それでは次に、2番の案件に対する質疑に入りますので、
は一時退
席願います。

(
、退席)

議長
(櫻尾 英司君)

それでは、2番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(、着席)

議長
(櫻尾 英司君)

次に、日程第5、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の7ページでございます。位置図につきましては、22ページ以降に添付してございますので、ご参照願います。

それでは、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今回の申請は、所有権売買が1件、賃借権が2の合計3件であります。

なお、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」が1筆、「宅地」が1筆で、合計面積は21,313㎡であります。

これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当係長から説明をいたします。

以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番、2番についてご説明いたします。

番号1番、権利は所有権売買です。所在および地番は、端野町二区 、
現況地目は「宅地」、面積は105㎡です。農地区分は第3種農地、譲渡人は、
さんです。譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、
宅地法面です。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号2番、権利は賃借権です。所在および地番は、端野町三区 、
現況地目は「田」、合計面積は6,610㎡です。農地区分は第3種農地、貸主は、
さんです。借主は、 です。転用目的及び計画の内容は、中古
車展示場・店舗・車庫です。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

農地係長
(谷地 洋光君)

常呂班に係る案件、番号3番についてご説明いたします。

番号3番、権利は賃借権です。所在および地番は、常呂町字 、
現況地目は「畑」、面積は14,598㎡です。農地区分は農用区域内農地、貸主は、
さんです。借主は、 です。転用目的及び計画の内容は、砂採取
です。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
それではここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休 憩)

(茂住代理と議長交代)

議 長
(茂住 修二君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
それでは、日程第7、『議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の9ページから13ページでございます。
議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、賃貸借が20件、所有権売買が9件、賃借権の移転が1件の合計30件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、13ページ欄外に記載のとおり、「田」が28筆、「畑」が40筆で、合計面積は812,759.10㎡であります。
以上でございます。

議 長
(茂住 修二君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

8 番
(水戸部正己君)

端野班に関わる案件、番号1番から23番についてご説明いたします。
番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は308,000円、10aあたり7,900円となります。
番号2番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は14,628,000円、10aあたり205,300円となります。
番号3番から番号5番まで、権利は所有権売買、権利の設定等をする者は、
さんです。
番号3番、権利の設定等を受ける者は、
さん。
土地の表示以下については記載のとおりで、対価は2,219,000円、10aあたり65,100円となります。
番号4番、権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は3,034,000円、10aあたり31,700円となります。
番号5番、権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は270,100円、10aあたり35,500円となります。
番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は60,000円、10aあたり4,000円となります。
番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は229,800円、10aあたり5,200円となります。
番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利

の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は34,450円、10aあたり6,400円となります。

番号9番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は6,220,800円、10aあたり274,600円となります。

番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は89,600円、10aあたり7,200円となります。

番号11番から番号18番まで、権利は賃借権、権利の設定等を受ける者は、 さんです。

番号11番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は140,000円、10aあたり6,800円となります。

番号12番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は84,000円、10aあたり6,900円となります。

番号13番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は226,300円、10aあたり6,000円となります。

番号14番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は119,000円、10aあたり6,700円となります。

番号15番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は254,100円、10aあたり8,200円となります。

番号16番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は38,521円、10aあたり7,000円となります。

番号17番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は45,500円、10aあたり6,400円となります。

番号18番、権利の設定等をする者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は171,000円、10aあたり9,700円となります。

番号19番から21番まで、権利は賃借権、権利の設定等をする者は、 さんです。

番号19番、権利の設定等を受ける者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は75,000円、10aあたり4,800円となります。

番号20番、権利の設定等を受ける者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は124,800円、10aあたり6,400円となります。

番号21番、権利の設定等を受ける者は、 さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は119,040円、10aあたり6,000円となります。

番号22番、権利は賃借権、権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は183,264円、10aあたり12,000円となります。

番号23番、権利は賃借権、権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は186,500円、10aあたり4,500円となります。

以上でございます。

議長
(茂住 修二君)

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

14番
(久世 和徳君)

常呂班に関わる案件、番号24番から27番についてご説明いたします。

番号24番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は2,758,560円、10aあたり280,000円となります。

番号25番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下について

は記載のとおりで、対価は 3,468,640 円、10a あたり 280,000 円となります。
番号 26 番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 6,313,000 円、10a あたり 280,000 円となります。

番号 27 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は 318,625 円、10a あたり 4,500 円となります。

以上でございます。

議長
(茂住 修二君)

つづきまして、留辺薬班よりお願いいたします。

22番
(黒瀬 大雄君)

留辺薬班に関わる案件、番号 28 番から 30 番についてご説明いたします。
番号 28 番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 2,000,000 円、10a あたり 36,200 円となります。

番号 29 番、権利は賃借権の移転です。権利の設定等をする者は、
さんで、その土地の所有者は、
さんです。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は
104,000 円、10a あたり 8,000 円となります。

番号 30 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は 100,000 円、10a あたり 5,300 円となります。

以上でございます。

議長
(茂住 修二君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、21 番の案件については
が、28 番の案件については、
が除斥の対象となりますので、まず、21 番および 28 番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思いません。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(茂住 修二君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、21 番および 28 番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに
ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(茂住 修二君)

異議なしと認めます。

よって本案は、21 番および 28 番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

議長
(茂住 修二君)

それでは次に、21 番の案件に対する質疑に入りますので、
は、一時退席願います。

(
、退席)

議 長
(茂住 修二君)

それでは、21番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(茂住 修二君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(茂住 修二君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(、着席)

議 長
(茂住 修二君)

それでは次に、28番の案件に対する質疑に入りますので、
時退席願います。 は、一

(、退席)

議 長
(茂住 修二君)

それでは、28番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(茂住 修二君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(茂住 修二君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(、着席)

議 長
(茂住 修二君)

ここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休 憩)

(樫尾会長と議長交代)

議 長
(樫尾 英司君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、日程第8、『報告第1号 平成30年北見市第二農業委員会業務報告
について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長

議案の14ページから20ページでございます。

(宮部 秀明君)

報告第1号 「平成30年 北見市第二農業委員会業務報告について」ご説明いたします。

それでは、1番の「会議の開催状況」でございます。

(1) 総会につきましては、第1回から第12回までの合計12回開催され、農地法、農業経営基盤強化促進法などに係る案件についてなどの審議をいたしました。

(2) 役員会議につきましては、合計4回開催し、総会等の開催日程や実態把握調査についてなどの協議をいたしました。

(3) 委員協議会につきましては、合計5回開催し、実態把握調査の実施や平成31年度農林関係税制改正要望についてなどの協議をいたしました。

(4) 北見市二農業委員会連絡調整会議につきましては、合計2回開催し、実態把握調査の実施や二農業委員会の意見・要望についてなどの協議をいたしました。

(5) 北見市二農業委員会だより編集委員会につきましては、合計6回開催し、農業委員会だよりを第21号から第23号まで発行いたしました。

(6) 北見市二農業委員会指針案等策定委員会につきましては、合計2回開催しております。

(7) 北見市二農業委員会農業者年金協議会組織検討委員会につきましては、合計2回開催しております。

(8) 北見市二農業委員会女性農業委員意見交換会につきましては、合計2回開催しております。

(9) 農地パトロール(利用状況調査)及び生育状況視察につきましては、5月と7月に各地域調整班ごと実施いたしました。

次に2番、「視察研修等について」でございます。

(1) 道内先進地視察研修につきましては、7月11日・12日の2日間で、委員24名が参加し、札幌市の北海道農業会議、雪印メグミルク株式会社において研修を行い、長沼町のマオイ自由の丘ワイナリーを視察しました。

(2) 総会時冬期研修会につきましては、1月は「オホーツク圏における有害鳥獣対策について」、2月は「農地法等の概要及び農地税制について」、3月は「農業・農村振興に関する意見交換会」、それぞれ、オホーツク管内猟友会支部連絡協議会、北海道農業会議、北見市農林水産部から講師を招き、研修をいたしました。

(3) 農業委員会活動強化研修につきましては、1月25日に札幌市で開催され、樫尾会長と越智班長、麻島班長の3名が参加いたしました。

(4) 農業者年金協議会代議員等研修会につきましては、2月6日に遠軽町、翌7日には網走市で開催され、18名が参加いたしました。

(5) 女性農業委員の集いにつきましては、6月5日にホテル黒部で開催され、管内13農業委員会より22名の女性農業委員が参加し、北見市二農業委員会からも6名の女性農業委員全員が参加しております。

(6) 東北・北海道農業活性化フォーラムにつきましては、8月24日に札幌市で開催され、樫尾会長と茂住代理、麻島班長の3名が参加いたしました。

(7) 地区別農業委員等研修会につきましては、11月20日に端野町公民館で開催され、25名が参加いたしました。

次に、3番の「会長公務の状況について」です。

昨年、樫尾会長が出席した会議・研修及びその他公務について記載しており

ます。

次に、4番の「事務処理状況」です。

別添の資料として、「平成30年北見市二農業委員会の概況」を配付しております。昨年1年間に取り扱った農地法等に基づく許可などを集計しましたので、ご参照をお願いいたします。また、今後、各関係機関へも配布を予定しております。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第9、『報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の21ページでございます。

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明致します。

今回の届出は、所有権(相続)が1件であります。

番号1番、所在・地番は、留辺蘂町花園 「畑」、面積は12,401㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は平成30年12月19日、受理通知日は平成30年12月25日です。

この案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第10、『報告第3号 北見市第二農業委員会賃借料情報の提供について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の22ページでございます。

報告第3号「北見市第二農業委員会賃借料情報の提供について」ご説明いたします。

農地法第52条の規定に基づき、平成30年1月から12月までに締結された賃貸借契約における実勢の賃借料を提供するものでございます。

10a当たりの平均額では、田の部が、端野自治区6,300円、一般畑の部が、

端野自治区 5,700 円、常呂自治区 8,900 円、留辺蘂自治区 5,300 円、飼料畑の部では、端野自治区 2,500 円、留辺蘂自治区 2,000 円となっております。

なお、市民への周知は、市のホームページなどを活用してこの賃借料情報を提供してまいります。

以上でございます。

議 長
(檜尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(檜尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、報告のとおり了承することといたします。

議 長
(檜尾 英司君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、平成 31 年第 1 回北見市第二農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成 31 年 1 月 25 日

議 長 檜 尾 英 司

議 長 茂 住 修 二

署名委員 植 松 正 仁

署名委員 久 世 和 徳